



## 5/30 改訂 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

茨城県教育委員会から改訂ガイドラインが示されました。主な内容は次の通りです。

### 1 基本的な考え方

感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行う。感染症対策を講じても、感染リスクはゼロにはならないが、適切に対応できるよう学校と関係機関との連携や保健管理体制を構築していく。

### 2 平時から求められる感染症対策

- (1) 児童生徒には感染症対策のため、「**清潔なハンカチ、ティッシュ**」「**マスク**」を携行するよう指導する。
- (2) 発熱やのどの痛み、せき等の**普段と異なる症状がある場合**などには登校しないよう周知・呼び掛けを行う。
- (3) 児童生徒に発熱等の症状がみられた場合、**症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導し、受診を勧め**、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じて対応する。

#### 取扱いについて

- ・ **児童生徒および教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。**
- ・ 電車やバス、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などではマスクの着用を推奨する。
- ・ **マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。**

### 3 感染流行時において一時的に実施する感染症対策

- (1) マスクの取扱いについて
  - ・ 教職員がマスクを着用し、児童生徒には着用を促すことを検討し、適切に対応する。
- (2) 身体的距離を確保する。
- (3) 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たって一時的に対策を講じる。

### 4 出席停止の取扱い

感染が判明した場合：『**出席停止**』

期間：「**発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」\*ご相談ください。

## 水泳学習 がんばっています

水泳は、今年から学校のプールを使わず『**ふれあいセンタープール**』で学習しています。市が借り上げた民間バスでプールへ移動しています。

よく管理された温水プールで、専門の指導員にご指導いただいています。児童の泳力に合った指導で充実した学習ができています。児童も集中してがんばっています。



## 不審者対応ひなん訓練

6/6(火)、不審者対応避難訓練を行いました。

先ごろ他県で学校に不審者が侵入する事件が発生したこともあり、校舎内に入れないように職員が取り押さえる方法や、児童が安全を確認しながら避難する方法について検証しました。

通用門から入ってきた男が、1年生の教室をのぞいて「子供と遊ばせろ」など不審な行動をしているという想定で実施しました。身を守る行動も学びました。

